

令和 4 年 10 月 1 日

各介護施設・事業所等管理者 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて（通知）

日頃は本市の高齢福祉行政に御理解、御協力いただき、誠にありがとうございます。
災害時における被災状況等の把握については、介護施設・事業所（以下「介護施設等」という。）の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設等への迅速かつ適切な支援に繋げるため、厚生労働省が運営する介護サービス情報公表システムに災害時情報共有機能（以下、「災害時情報共有システム」という。）が追加されたところ
です。

今後、被災するような状況が発生した場合は、当災害時情報共有システムにより被災状況を報告していただくこととなっております。

つきましては、災害時の対応については、下記のとおりとなりますので、御承知いただき、被災時において速やかな報告をお願いいたします。

記

1 国における災害情報の登録

災害発生時又は台風など災害発生の警戒を要する状況となった場合、厚生労働省が、災害時情報共有システムに、介護施設等の報告先となる「災害情報」を登録します。

（災害情報の登録例）令和○年台風○号、令和○年○月豪雨

2 名古屋市から介護施設等への連絡

厚生労働省から災害情報の登録連絡を受けた後、NAGOYAかいごネット（事業者向け新着記事）により、システム上で被害状況の報告が可能となったことをお知らせします。

3 介護施設等における被害状況の報告

名古屋市からの連絡を確認した後、介護施設等は被害状況をシステム上で報告します。

[\(https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/23/\)](https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/23/)

【システムログイン方法】

施設種別	I D及びパスワード
介護サービス情報公表制度における報告対象の事業所 (特定施設入居者生活介護(地域密着型を含む)を除く)	情報公表システムの I D及びパスワード
有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、 サービス付き高齢者向け住宅	メールによる報告

報告には、システム上、全ての必須項目を選択する必要がありますが、再度報告することが可能ですので、第一報は迅速性を優先し、発災時に把握している状況に基づき入力(報告)を行ってください。

介護サービス情報公表制度における報告対象の事業所(特定施設入居者生活介護(地域密着型を含む)を除く)であって、システム上の報告が難しい場合は、メールによる報告をお願いします。

※メールによる報告様式はNAG O Y Aかいごネットに掲載しています。

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/docs/2022072200025/>

※被災状況報告専用メールアドレス(報告以外のメールには対応できません)。

a2591-01@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

4 留意事項

被災時は当通知本文のほか、別紙1「災害発生時のフロー図」及び別紙2「被災状況報告項目」を参考に報告を行ってください。

システム操作の具体的な方法については、操作マニュアル等で御確認をお願いいたします。

【高齢者関係施設システム(説明資料)】

下記URLを御確認ください。愛知県の都道府県コードは23です。

- ・システム概要

(https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/upload/prefinfo/00/01_災害時情報共有機能について.pdf)

- ・被災状況報告について

(https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/upload/prefinfo/00/02_被災状況報告.pdf)

【システムマニュアル】

(https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/pdf/manual_houkoku_h_1_0.pdf)

【災害時情報共有システムの操作方法についてのお問合せ】

下記専用ヘルプデスクまでメールにてお問合せください。

介護サービス情報公表システムヘルプデスク helpdesk@kaigokensaku.jp